

住宅用火災警報器

平成22年4月1日から、すべての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器。設置することで住宅火災の被害を軽減することができます。

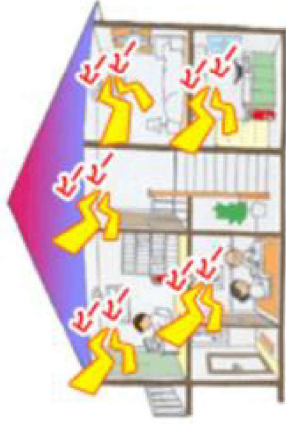
正しく設置して
住宅火災を軽減しよう

住宅用火災警報器の設置場所

普段使っている居室(居間・子供部屋・寝室等)、階段、台所の天井や壁に設置しましょう。

※自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等は設置の必要はありません。
※浴室、トイレ、洗面所、納戸等は設置場所に含まれません。

■ 戸建住宅の場合



■ マンションやアパートの場合



※3階建ての場合は、1階と3階の階段の踊り場に設置が必要です。

※マンションタイプの場合は、階段にも設置が必要です。
※建物の共用部分である階段、廊下、エレベーターホール等には、設置の必要はありません。

煙や熱に反応して
警報音が鳴ります

① 煙式



② 熱式



設置する住宅用火災警報器の種類

火災予防条例施行規則第11条の8により定められています。

設置場所	種類
居室(居間、子供部屋、寝室等)、階段	煙式
火災以外の煙を感知して警報を発する恐れのある場所、台所	煙式または熱式

年中受け付けています!

住宅用火災警報器のあっせん事業

- ▶▶ 対象 ▶▶ 現在大田区にお住まいの方
- ▶▶ 申込先 ▶▶ 区内に所有する貸家等に取付をする家主の方
- ▶▶ 大田区防災設備協力会(あっせん業者)
- ▶▶ 〒143-0013 大田区大森南3-17-5
- ▶▶ 電話・FAX 03-5710-1011



種類・価格
▶▶▶▶

ニッタン製リチウム電池内蔵式 **3,850**円(税込)

(① 煙式KRH-1B ・ ② 熱式CRH-1B)

※電池寿命約10年

※50個～99個購入なら1個3,630円(税込)、100個以上購入なら1個3,520円(税込)

申込方法等
▶▶▶▶

はがき又はFAXであっせん業者に直接お申込みください。

納品・支払
▶▶▶▶

・業者が消火器をご自宅までお届けに伺います。1,100円(税込)の配送料が別途かかります。

・納品時に代金をお支払いください。

・納品まで1か月程度かかる場合があります。ご了承ください。

・ご希望の場合、1,650円(税込)/個で、3個以上ご購入の場合は1,100円(税込)/個でお取り付けします。

※高所・コンクリート天井等設置場所により別途費用が掛かる場合があります。

「もしも」のために、
日頃のお手入れが重要です

10年経ったら交換

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れ等で火災を感知しなくなる恐れがあります。
設置から約10年が経過したものは、機器本体を交換しましょう。